

岩手県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
遠藤医院	一関市千厩町千厩字町浦36番地	令和2年3月31日
和田医院	岩手郡岩手町大字川口第12地割3番地3	令和2年4月15日
畠山内科クリニック	八幡平市田頭第37地割103番地1	令和2年5月31日